

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2017年6月5日 11時35分付け)

AI 発生動向と防疫推進状況 家畜防疫審議会 (家きん分) 協議の結果

出典 URL:

http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155449427§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=&parent_code=3&popup_yn=&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

I. 発生状況と診断

- (発生状況) 6月3日、済州市に所在する地鶏農家で AI 疑い患畜が申告され、申告に基づいて精密検査を行った結果、H5N8 亜型と確認された。
 - ・現在、済州市の最初の AI 疑い農家では H5N8 亜型が確認され、済州市の疫学農家 (2 農家)・全羅北道群山市 (1 農家)・京畿道坡州市 (1 農家)・慶尚南道梁山市 (1 農家) で H5 型が検出された (釜山市機張郡 1 農家は検査中)。
 - ・済州市の最初の AI 疑い農家について、病原性については 6月5日午後6時ごろ、遺伝子解析 (既存の AI と比較) については 6月9日に結果が得られる予定である。
 - ・AI 疫学農家の一部の農家で申告の隠蔽・遅延が疑われ、その結果今回の AI 発生の原因となったことが推定され、現在調査を進行中である。
 - ・ちなみに、韓国で夏の AI 発生は、2014 年は 7月 29 日まで、2015 年には 6月 10 日まで発生があった。

- (疫学調査) 最初の済州島の申告農家を除けば、政府が疫学調査を通じて追跡した全ての農家に対して予防的殺処分などの必要な防疫措置をとっており、それ以外の現在まで、他の農家では、AI 発生の追加の届出は無い状況である。
 - ・済州島の最初の AI 申告農家については、全羅北道群山市の烏骨鶏飼育農家から済州島の流通業者を経由して在来市場で購入した烏骨鶏が感染の原因と推定されている*。
 - *感染流通経路: 全羅北道群山市の農家→済州島流通業者 (A) →済州島流通業者 (B) →在来市場→済州島の農家 (最初の AI 疑い申告農家)
 - ・現在、AI の感染源と推定される全羅北道群山市の農家に対して多角的な疫学調査を実施し、4月 24 日に△△孵化場から仕入れ後まで、感染源と推定される烏骨鶏 6,900 羽について、次のように集中追跡して、必要な防疫措置を実施している【注: 疫学調査模式図】
 - 6,900 羽のうち、3600 羽が販売され、500 羽が農家に残っており、2640 羽が死亡などほとんどが確認されているが、160 羽が未把握の状態である

- ① 6月 4 日 18 時以前に全羅北道群山市の農場から供給されたことが把握された地域と羽数は済州市 (3 農家、1000 羽)、慶尚南道梁山市 (6 農家と 5 転売業者、450 羽)、京畿道坡州市

(1 農家、500 羽)、釜山市機張郡 (1 農家、600 羽) の 2,550 羽であり、これらの農家と近くの農家 (500m 以内) に殺処分など防疫措置を行った。

② 6 月 4 日 18 時以降に全羅北道群山市の農家から供給されたもので、追加の把握された地域と羽数は慶南晋州市 (1 農家、300 羽)、忠南舒川郡 (2 農家、150 羽)、全羅北道群山市 (1 農家、40 羽)、全北全州市 (1 農家、100 羽) の 590 羽で、これらに対して殺処分などの必要な措置をとるよう指示 (6 月 4 日) した。

③ また、4 月 27 日～4 月 29 日の間に販売された 460 羽は AI の潜伏期間 (最大 21 日) と、当時致死率が低かったことなどを考慮すると、AI の危険性がほとんどないと推定している。

④ 一方、疫学調査の過程で、5 月 14 日、全羅北道群山市の農場主が天安にある△△農場と全羅北道井邑市にある○○農場に烏骨鶏 150 羽を転売し、約 30 羽が斃死、残りが 5 月 19 日に返品されたものと調査されて現在精査中である。

*当初、5 月 7 日に販売、5 月 15 日に返品とされていたが、KAHIS 車両の移動情報と追加調査の結果 5 月 14 日に販売、5 月 19 日に返品されていたことが確認された。

※「最近の AI の感染源は全羅北道群山市ではなく井邑市...検査本部推定」のタイトルの 6 月 4 日付報道の内容の検査本部長の発言は、すべての可能性を残して疫学調査を行っているという趣旨であり、井邑市の農場を、今回の AI 発生の由来である指摘したわけではなかった旨の釈明資料を配付 (6 月 4 日)。

- 現在の井邑市の農場の臨床観察と高精度の検査を進めているが、現在までに AI に疑うべき事項は発見されなかった。*

*簡易診断キット検査の結果は、陰性 (6 月 4 日)。

⑤ ①～④まで把握された量、斃死羽数、農場に残っていた羽数を勘案すれば、群山市の農場の未把握羽数は 160 羽程度であり、群山市の農場から購入し、転売した物量のうち、済州市 100 羽、坡州市 35 羽、梁山市 331 羽など合計 626 羽が、現在追跡不可能であるか、梁山市では陰性と判定され、ほとんど危険性がなく、専門の飼育農場ではないレストランや自己 (自家) 消費型などに主に供給されたものと推定され、相対的に AI 伝播の危険性は低いと考えられる。

○参考に、問題となっている全北群山市農家以外の烏骨鶏を大量に生産・供給する 5 つの主要な農家・にも疫学調査を実施中である。

*5 つの農家の所在地：京畿道高揚市、忠清南道天安市、忠清北道報恩市、忠清南道錦山郡、全羅北道扶安郡

- 現在までに AI の臨床症状など特異な事項はないが、継続的に防疫状況などを点検する予定である。

○今回の AI の発生原因は疫学調査中であり、H5N8 型 AI ウイルスが糞便などの外部環境や家禽に感染した状態で残り拡散している可能性があるかと推定される。

□ (殺処分) 済州市、全羅北道群山市、京畿道坡州、慶尚南道梁山市、釜山市機張郡で 18 農家 31,913 羽 (6 月 4 日、24 時) *が遅滞なく、即時に殺処分・埋没等の措置が完了した

○これとは別に京畿道、慶尚南道で小規模農家 41 農家の 1,663 羽を自治体レベルで買い上

げ・淘汰措置した（6月4日、24時）。

○また、6月4日18時以降に追加で発生が確認された5つの農家には本日中に殺処分を完了する予定である。

□（状況診断）最初の済州市の申告農場の後、疑い申告は無い状況であるが、群山市の農場に関する疫学調査の過程で、済州・群山・坡州・梁山でH5検出、釜山機張郡で簡易診断キット陽性と確認された。

○6月4日の夕方に発生が追加確認された晋州・舒川・群山・全州などAI追加検出の可能性を総合してみると、少なくとも6つの市・道・でAIが発生する可能性があると考えられる

*6つの市・道：済州・京畿道・忠南・全北・慶南・釜山

II. これまでの防疫措置

- ◇危機警報レベルの迅速な上方修正（6月2日：留意→注意、6月4日：注意→警戒）など、初期の強力な対応措置の推進
- ◇H5型検出後、即時に関係機関に迅速な情報の拡散・共有、汎政府防疫対策会議などを通じた体系的防疫システム運営
- ◇AI疑い農家の疫学関係を迅速に把握し、予防的殺処分など、迅速な初動防疫が可能な条件を設定

①危機警報レベルを最初の疑い申告後2日目に警戒に上方修正（6月4日）で、疑い発生農家と500m内家きん疫学農家は24時間以内に殺処分を完了し、現場点検を実施。

○初動対応チーム、疫学調査チーム、特別告発チームを派遣して、移動制御と市・郡の初期防疫措置などをサポート。

○済州島の6月2日、24時から他の試みとして、すべての家きん搬出制限措置を行い、公共・港湾の消毒と防疫強化推進。

○AI疑い発生農場と疫学関連農場の予防的殺処分、発生農場に消毒槽の設置、制御警戒所設置、移動制限と消毒措置。

・6月4日18時以前に確認された農場の2,550羽、6月4日18時以降に追加で確認された農場の590羽を予防的殺処分。

○AI関連の4つの地域の現場防疫状況チェック（6月4日）を実施し、必要に応じてすぐに投入できるように防疫支援本部に殺処分サポートスタッフ編成待機中。

②関係省庁・市道副首長会議（6月3日）などH5N8型が確認された6月3日だけで3回の会議を開催して点検、迅速な防疫措置を推進

○農食品部長官主宰で部内AIの状況をチェックし、対策会議の開催（6月3日）。

○首相緊急指示*に基づいて農食品部長官主宰で関係省庁次官・市道副首長会議の開催（6月3日）。

* i) 関連機関間の緊密な協力と利用可能な資源を総動員して初動防疫徹底、ii) AI発生経路の疫学調査、迅速処理、初期拡散防止目標を設定、iii) 発生経路の調査と初期防疫対策などのために農食品部長官主宰関連機関対策会議、高病原性確認時の首相主宰の

関係長官及び関係機関会議の開催、iv) 状況持続監視と随時動向レポート

○濟州島の農家で AI 疑い申告による危機警報対応の調整と防疫推進の家畜防疫審議会（6月3日）

③6月5日から全国の在来市場とガーデン型レストランに生体の鶏などの家きんの取引を禁止

○また、AI 拡散リスクが高い自治体（5の市・道、17の市・郡）*の室内小規模飼育農家（100羽未満）の淘汰・買い上げ措置指示。

*京畿道（南楊州市・安城市・抱川市・坡州市）、全羅北道（群山市・金堤市・扶安郡・井邑市）、忠清南道（鷄龍市・錦山郡・論山市・保寧・洪城郡）、忠清北道（清州）、濟州特別自治道（濟州・西帰浦市）、釜山（機張郡）

④これとは別に、6月1日から6月30日まで畜産業の許可または登録されていない、AIに脆弱な家きん農場（2,115戸）の農食品部、検疫本部、農協などで構成される、中央検査試験（500部門、1,030人）にて1次点検中である。

○今回のチェックは6月1日から平時防疫に切り替えたが、365日の常時防疫体制を構築する時点で実施したものである（5月31日ブリーフィング）。

○7月以降も継続的な点検*、常時防疫体系の構築及び運営を推進する予定

*点検結果を自治体に報告。無許可の農場を告発し、未登録の農場には過料賦課措置を行う。

III.今後の防疫措置の計画

◇全国家きん農家一斉消毒、脆弱農家集中点検、AI 発生隠蔽・届出遅延農家告発など必要な措置を強力に推進

◇小規模・脆弱農家担当公務員などによる強化された防疫措置の実施

①小規模・脆弱農家防疫管理を強化

○在来市場とガーデン型市場の生体の鶏などの家きん取引禁止を履行するかどうかのチェックのため、中央・自治体特別告発チーム運営（毎週水曜日）。

○全国の家きん農家に対して一時的な放牧飼育禁止を実施、全国の自治体で100羽未満の小規模農家の買い上げ・淘汰推進。

○家きん流通業者に対して、所属農家ブロック防疫状況を一斉点検する一方、全国家きん農家に対して移動制限、出入り消毒、家畜星長靴履き替えなどブロック防疫強化を要求。

○産卵鶏・ブロイラー・肉用アヒルなど農家間で平行拡散しないように在来市場などを通じて、小規模で流通されている特殊な家きん（烏骨鶏、地鶏など）農家の自治体別専門職員指定と点検の実施。

②AI 申告が隠蔽または遅延した農家の制裁措置の推進

○家畜伝染病予防法などにより告発など自治体に通報

法令	違反内容	罰則 罰金
畜産法	○畜産業の許可を受けずに畜産業を経	○罰則：刑事告発（3年以下の懲役又は

	営したもの	3千万ウォン以下の罰金)
	○畜産業の登録をせずに畜産業を経営したもの	○過料：1回10万ウォン/2回100/3回以上200
	○家畜取引業者に登録をせずに家畜取引を業としたもの	○罰則：刑事告発（1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金）
	○家畜取引業者遵守事項（取引先・取引数量などの家畜の取引履歴の記録と1年以上保管など）違反	○過料：1回10万ウォン/2回50/3回以上200
家畜伝染病予防法	○家畜の所有者等が、死亡または病気の家畜を申告していない場合	○罰則：刑事告発（3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金） ○殺処分補償金の減額：家畜の評価額の100分の60に相当する金額

○在来市場などでの疫学関連鳥骨鶏を購入した農家の申告奨励*

*済州島では、鳥骨鶏を在来市場で購入した 20 人余りが申告。

* KBS、連合ニュース TV 放送などを通じて字幕放送を通じた申告奨励推進。

③小規模・脆弱農家、在来市場管理強化のための制度改善推進

①AI 申告の隠蔽、遅延農家に対する罰則など制裁措置の強化（家畜伝染病予防法の改正）。

②登録家畜取引業者に対する罰則強化*推進（畜産法改正）。

*（現行）1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金

→（改正）3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金、

③畜産業未登録、家畜取引業者遵守事項違反過料などの処罰基準強化推進（畜産法施行令の改正）。

④家きん農家小規模家畜飼育施設 10 m²未満も畜産業登録対象に拡大推進（畜産法施行令の改正の中で、4 月 13 日防疫対策に基づいて反映）。

*（現行）趣味などで飼育する規模以下（10 m²）の家禽は登録対象から除外。

→（改正）家畜飼育施設が 10 m²未満でも畜産業登録対象に拡大。

⑤小規模な地鶏の流通禁止、対策（現在準備中の家きん産業の発展措置に反映）

i) 在来市場における地鶏の不法な流通防止のための小規模なと畜場設置支援*

*小規模と畜場関連研究事業（2017 年 5 月～7 月）、自治体と畜場設置需要調査、2018 年度のモデル事業（3 ヶ所、事業対象者の選定 2017 年 12 月）後の拡大適用。

ii) 在来市場を含む、鶏肉の包装流通義務付け

iii) 在来市場で不法と殺する行為に対する取り締まり強化要請（食品事業）